

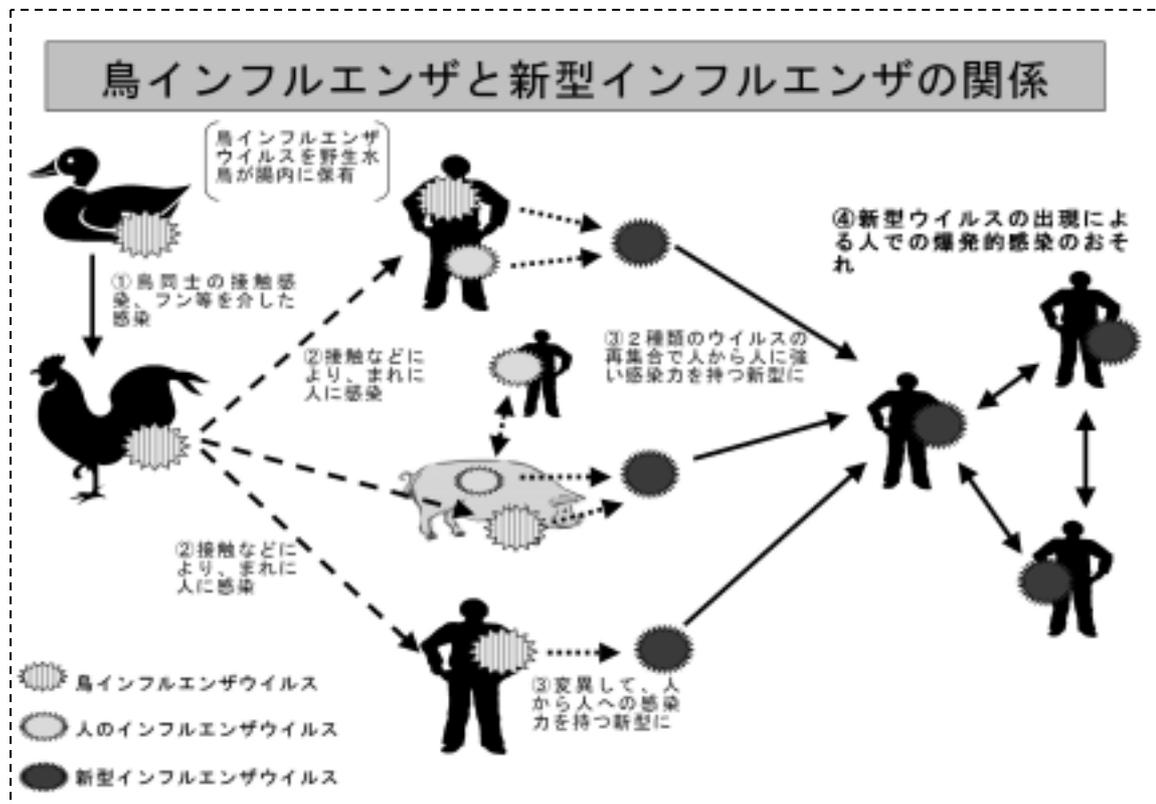
## IV 調査票

## 新型インフルエンザについて

新型インフルエンザ対策は、現在国をあげて推進しており、対策の実効性を確保し、被害を最小限に食い止めるためには、個人、家庭の理解と協力が大切です。今年5月から国内感染者が発生している今回の新型インフルエンザについて、以下の問にお答えください。

問1 新型インフルエンザとは、動物のインフルエンザウイルスが変化して、人から人へ感染できるようになり、このウイルスに感染して起きる疾患です。現在、人はこのウイルスに対する免疫がないために、急速な世界的大流行(パンデミック)を起こす危険性があり、その出現を予測することはできません。あなたは、このような新型インフルエンザの特徴を知っていましたか。  
(は1つだけ)

- 1 よく知っていた
- 2 ある程度知っていた
- 3 あまり知らなかった
- 4 ほとんど知らなかった



問2 新型インフルエンザから身を守るには、正確な情報を入手して、それに基づいて冷静な対応をとることが重要です。あなたは、新型インフルエンザに関する情報を、積極的に入手しましたか。  
(は1つだけ)

- 1 積極的に情報を入手した
- 2 いつもよりは積極的に入手した
- 3 あまり考えていなかった
- 4 考えていなかった

問3 へ

問2で「1 積極的に情報を入手した」「2 いつもよりは積極的に入手した」と答えた方にうかがいます。

問3 情報は、どのような手段で入手しましたか。(あてはまるものすべてに )

- |            |               |
|------------|---------------|
| 1 新聞       | 5 インターネット     |
| 2 テレビ      | 6 メールニュースかわさき |
| 3 テレビデータ放送 | 7 市政だより       |
| 4 ラジオ      | 8 その他(具体的に: ) |

メールニュースかわさき：川崎市の市政に関する様々な情報(新着情報、防災気象情報など)を、電子メールで配信するサービスです。詳細については川崎市ホームページで御確認ください。

すべての方にうかがいます。

問4 新型インフルエンザの予防には、通常の「季節性インフルエンザ」に対する予防と同様に、感染した人からの飛沫感染や、ウイルスの付着したものからの接触感染を防ぐことが大切です。新型インフルエンザの対策として、あなたは、どのようなことを心掛けましたか。

(あてはまるものすべてに )

- |                           |
|---------------------------|
| 1 人ごみを避ける                 |
| 2 人の多いところに出るときはマスクを着用する   |
| 3 「せきエチケット」を守る            |
| 4 外から帰ったらうがいをし、せっけんで手を洗う  |
| 5 定期的に換気をする               |
| 6 部屋は適度な湿度を保つ(湿度50~60%程度) |
| 7 バランスのよい食事をする            |
| 8 しっかり睡眠をとって疲れを残さないようにする  |
| 9 特に何もしない                 |
| 10 その他(具体的に: )            |

せきエチケット：せきやくしゃみをするときは、鼻と口をティッシュなどで覆い、ほかの人から顔を背けるなどのエチケット。

問5 新型インフルエンザが発生した初期の段階では、感染の心配がある場合は、他の人への感染拡大を防ぐために、直接、一般の医療機関を受診せず、まずは「発熱相談センター」に、電話で相談していただくことになっています。あなたは、このことを知っていましたか。(は1つだけ)

- |         |          |
|---------|----------|
| 1 知っていた | 2 知らなかった |
|---------|----------|

問6 国が定める「新型インフルエンザ対策行動計画」では、新型インフルエンザの感染拡大状況により、以下のようなことを求めることもあります。あなたは、このことを知っていましたか。  
(はそれぞれ1つずつ)

	よく知っていた	ある程度知っていた	あまり知らなかった	知らなかった
患者本人の入院や、家族等の健康観察、他の人に感染させないための外出自粛	1	2	3	4
流行時にお互いの感染予防のため、地域の人と人との接触機会を減らす外出自粛	1	2	3	4
学校、保育施設などの臨時休校(業)	1	2	3	4
企業の業務の縮小・停止	1	2	3	4
集会、イベント、コンサートなどの中止、延期	1	2	3	4
流行地からの帰国、および渡航の制限	1	2	3	4

問7 新型インフルエンザに対する、国や市の対応状況についてどう思いますか。(は1つだけ)

- |                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 新型インフルエンザの拡大防止のため、学校の休校措置、イベント等の開催の自粛など現状より厳しい対応を行うべきである<br>2 現状の対応で十分である<br>3 通常の「季節性インフルエンザ」と同様の対応措置をとるべきである<br>4 その他(具体的に： ) |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



最寄りの避難所や災害時応急給水拠点などは、区役所窓口で配布しているパンフレット「備える。かわさき」のほか、市ホームページでご確認いただけます。

**すべての方にうかがいます。**

問12 防災についてどのような情報が必要だと思いますか。(は3つまで)

- 1 近くの避難所
- 2 各家庭で備えたほうが良い備蓄品一覧
- 3 ガラス飛散防止や家具転倒防止の方法
- 4 川崎市の備蓄状況
- 5 防災訓練など地域で行われている防災活動
- 6 自分の住んでいる地域の被害想定
- 7 応急手当などの方法
- 8 学校や公共施設の耐震性
- 9 その他(具体的に: )

問13 防災知識の向上を図る学習会のようなものが実施されれば、あなたは参加しますか。(は1つだけ)

- 1 積極的に参加する
- 2 都合が合えば参加する
- 3 参加しない
- 4 わからない

## 住宅相談について

川崎市では、「便利で頼りになる住宅相談、住情報提供事業の拡充」を重点施策に掲げ、(財)川崎市まちづくり公社ハウジングサロン(川崎区)とNPO住宅相談コーナー(高津区)の2か所の住宅相談窓口を開設し、住宅のリフォームやマンションの大規模修繕など住宅全般に関する相談を無料で応じています。

また、講習会を開催するなど、住情報提供に努めています。今後の取り組みの参考とするため、以下の問にお答え下さい。

問14 あなたは、(財)川崎市まちづくり公社ハウジングサロン(川崎区)とNPO住宅相談コーナー(高津区)の2か所の住宅相談窓口を知っていますか。(は1つだけ)

- 1 両方とも知っている
- 2 (財)川崎市まちづくり公社ハウジングサロンのみを知っている
- 3 NPO住宅相談コーナーのみを知っている
- 4 どちらも知らない

問15 へ

問16 へ

問14で「1 両方とも知っている」「2 (財)川崎市まちづくり公社ハウジングサロンのみを知っている」「3 NPO住宅相談コーナーのみを知っている」と答えた方にうかがいます。

問15 あなた、またはあなたの同居のご家族が、前述の住宅相談窓口を利用したことがありますか。(は1つだけ)

- 1 複数回利用したことがある
- 2 1回利用したことがある
- 3 利用したことがない

**すべての方にうかがいます。**

問 16 あなたは、住宅に関して困っていることや相談したいことがあったときはどうしていますか。  
( は3つまで )

- 1 前述の住宅相談窓口相談する
- 2 公的な住宅関連の相談窓口相談する(前述の住宅相談窓口を除く)
- 3 民間の住宅関連の相談窓口相談する
- 4 工務店やハウスメーカーなどに相談する
- 5 住宅に関する知識を持っている家族・知人などに相談する
- 6 インターネットなどを活用して自分で調べる
- 7 相談をしたり、調べたりしない
- 8 その他(具体的に: )

問 17 あなたが現在、住宅に関して困っていることや相談したい内容は次のうちどれですか。  
(あてはまるものすべてに )

- 1 バリアフリーについて
- 2 地震対策について
- 3 リフォーム、大規模修繕について
- 4 マンションの管理について
- 5 省エネについて
- 6 減税、補助、融資などの支援制度について
- 7 ライフステージに合わせた住替えについて
- 8 高齢者向けの住宅について
- 9 子育て世帯向けの住宅について
- 10 民間賃貸住宅の入居・居住支援について
- 11 その他(具体的に: )
- 12 特になし

問 18 あなたは、住宅に関してどのような講習会に参加したいと思いますか。  
(あてはまるものすべてに )

- 1 住宅のリフォーム(バリアフリー・耐震・省エネなど)について
- 2 住宅の新築・建替えについて
- 3 住宅に関する補助、助成、融資など資金援助制度について
- 4 住宅の防犯・防災対策について
- 5 ライフステージにあわせた住替えについて
- 6 その他(具体的に: )
- 7 参加したいと思わない

住宅・住環境に対する満足度やニーズは、家族構成やライフスタイルの変化、加齢等により、現住所にお住まいになった当時と現在では大きく変化していることが考えられます。こうした変化に対応し無理のない負担で安心して住替えを行えるようにするための支援体制が必要と考えています。

問 19 あなたは、現在の住宅・住環境についてどのような不満を感じていますか。  
(あてはまるものすべてに )

- |                                 |
|---------------------------------|
| 1 最寄り駅から遠く不便である                 |
| 2 丘陵部で周辺に坂道が多く歩行などが困難である        |
| 3 普段使用していない部屋があるなど、世帯人数に対して家が広い |
| 4 世帯人数に対して家が狭い                  |
| 5 庭などの手入れに負担を感じる                |
| 6 庭がない                          |
| 7 家の中がバリアフリー化されていない             |
| 8 地域社会とのコミュニケーションがない            |
| 9 子育て支援、福祉・介護等の生活支援サービスがない      |
| 10 その他(具体的に: )                  |
| 11 特に不満はない                      |

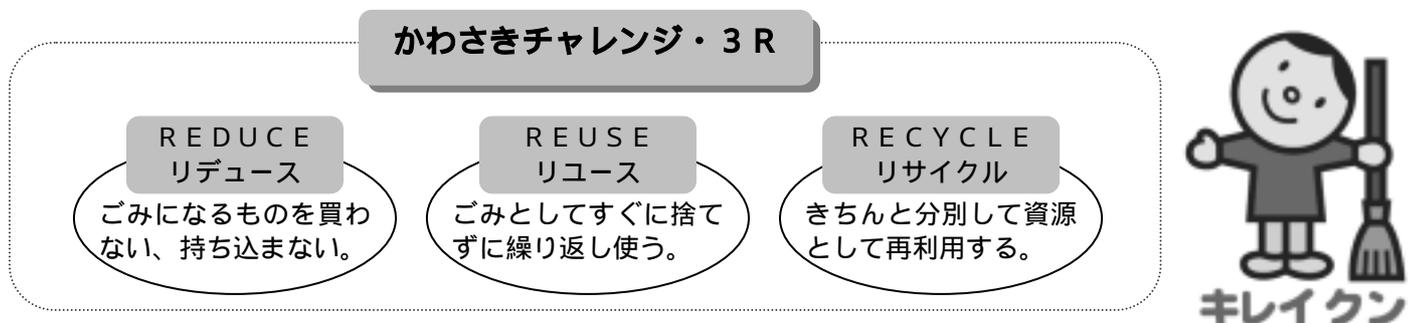
問 20 住宅・住環境に関する不満などを解消するために、ライフステージにあわせた住替えを支援する相談窓口は必要だと思いますか。( は1つだけ)

- |      |        |
|------|--------|
| 1 思う | 2 思わない |
|------|--------|

## 廃棄物処理について

市では、平成 21 年 4 月に一般廃棄物処理基本計画(かわさきチャレンジ・3R)における行動計画を改定し、3R(リデュース〔発生・排出抑制〕、リユース〔再使用〕、リサイクル〔再生利用〕)を基本とした取り組みをさらに推進することといたしました。

今後のごみ減量・リサイクルに向けた施策展開とより質の高い廃棄物処理サービスの提供を目指すうえで、以下の問にお答えください。



問 21 あなたは、3R(スリーアール)という言葉を知っていますか。( は1つだけ)

- |           |
|-----------|
| 1 知っている   |
| 2 少し知っている |
| 3 あまり知らない |
| 4 知らない    |

問 22 日常の暮らしの中でごみの減量やリサイクルについてどのように意識していますか。  
( は1つだけ)

- |               |
|---------------|
| 1 常に意識している    |
| 2 ある程度意識している  |
| 3 意識していない     |
| 4 まったく意識していない |

問 23 3Rの取り組みの優先順位は、リデュース リユース リサイクルとなっていますが、あなたは最優先とされているリデュース(ごみを出さないこと)について、実施していますか。  
( はそれぞれ1つずつ)

	取り組んでいる	取り組もうと思っている	取り組む必要はあると思うが、実施できない	取り組む必要はない	特に気にしていない
食べ残しをしない	1	2	3	4	5
使い捨て製品や無駄なものは買わない	1	2	3	4	5
不用な割り箸やスプーンは断る	1	2	3	4	5
生ごみは水きりしてから出す	1	2	3	4	5
水筒やマイカップ、マイ箸を持つ	1	2	3	4	5
ふた付き容器を使用し、ラップを使わないようにする	1	2	3	4	5
ばら売りや量り売りの商品を選ぶ	1	2	3	4	5
マイバックを持参し、レジ袋は断る	1	2	3	4	5
生ごみは処理機やコンポスト化容器で堆肥化する	1	2	3	4	5
耐用年数(長期間使える)の長い商品を選ぶ	1	2	3	4	5

問 24 ごみ処理に関わるどのような情報を知りたいと思いますか( は2つまで)

- |   |                                                          |  |
|---|----------------------------------------------------------|--|
| 1 | ごみ処理状況(市民1人1日当たりに出すごみ量、リサイクルされた量や割合、処理コスト等)の過去からの経年変化の情報 |  |
| 2 | 他都市とごみ処理状況を比較した情報                                        |  |
| 3 | 自分たちが分別して出した資源物が、どのようにリサイクルされ何に生まれ変わったかの情報               |  |
| 4 | 自分たちの取り組みが、市のごみ処理経費節減にどの位つながっているかの情報                     |  |
| 5 | 自分たちの取り組みが、温室効果ガスの削減等にどの位つながっているかの情報                     |  |
| 6 | 自分の取り組み度合いと、他の市民の平均的な取り組み度合いを比較できる情報                     |  |
| 7 | その他(具体的に: )                                              |  |
| 8 | 特になし                                                     |  |

問 25 市では、ごみの減量・リサイクルを推進するため、様々な施策に取り組んでいますが、現在のごみ処理についてどの程度満足していますか。( はそれぞれ1つずつ)

	満足している	どちらかといえば満足している	どちらかといえば満足していない	満足していない	分からない
ごみの収集(収集回数や分別品目の種類)について	1	2	3	4	5
3Rへの取り組みについて	1	2	3	4	5
ごみ処理や3Rの情報公開・提供について	1	2	3	4	5
街(ごみ集積所や駅周辺など)の清潔さについて	1	2	3	4	5
総合的なごみ処理の現状について	1	2	3	4	5



## 生涯学習について

川崎市内には、各区に1館の市民館（公民館施設）と分館があり、学級・講座の開催や、ホール・会議室のほか音楽室・体育室・和室の貸出しなど、市民のみなさんの生涯学習をサポートしています。

参考 川崎市内の公民館施設

川崎区 教育文化会館、田島分館、大師分館

幸 区 幸市民館、日吉分館

中原区 中原市民館

高津区 高津市民館、橋分館

宮前区 宮前市民館、菅生分館

多摩区 多摩市民館

麻生区 麻生市民館、岡上分館

問 26 市民館等の利用についておうかがいします。あなたは、市民館等を利用したことがありますか。また、その場合どのような要件で利用されましたか。（あてはまるものすべてに…）

- 1 コンサートや発表会など施設のホールで行われた催し物に参加した
- 2 学級・講座に参加した
- 3 日本語教室や保育などボランティアとして活動した
- 4 催し物や会議を行うために会議室等を利用した
- 5 趣味やサークルの活動で利用した
- 6 生涯学習や家庭教育・子育てなどの情報を得たり、相談するために利用した
- 7 利用したことがない
- 8 その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

問 27 より多くの市民のみなさんに市民館等を利用していただくために、どのような工夫が必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに…）

- 1 より魅力的な学級・講座を開催すること
- 2 学級・講座に初めて一人で参加する人でも参加しやすいプログラムや雰囲気をつくること
- 3 連続講座ではなく1回の講演会など、気軽に参加しやすい事業を増やすこと
- 4 どのようなことが出来る施設なのか、もっと広報すること
- 5 施設の利用方法や、開催している事業などを説明してくれる案内人をおくこと
- 6 市民館以外の場所でも出前で学級・講座を開催するなどして、市民館等の認知度をあげること
- 7 施設利用の申込み方法をより簡易にすること
- 8 その他（具体的に： \_\_\_\_\_）



問 28 毎日の生活や人生をより豊かなものにしたたり、自分を取り巻く環境をよりよいものにするために、関心のあることについて学び、活動することを生涯学習といいます。あなたが生涯学習活動を行うために、行政からのどのような支援があればよいと思いますか。  
(あてはまるものすべてに )

- 1 学習方法、内容についての様々な相談受付
- 2 活動場所の提供、場所についての情報提供
- 3 自主的な活動グループを立ち上げるまでのサポート
- 4 講座や講演会の開催
- 5 自主的な活動グループに対する財政的支援
- 6 印刷機やパソコン等、自主活動に必要な機材の貸出し
- 7 市民グループの紹介等を行政の広報紙に掲載するなどの広報支援
- 8 民間のカルチャーセンターの講座やコンサートなども含めた幅広い生涯学習情報の提供
- 9 自主的な活動グループ、講師、ボランティアに関する情報提供と仲介
- 10 その他(具体的に: )

問 29 あなたは、市の事業(生涯学習など)に関する情報を、どこでご覧になりますか。  
(あてはまるものすべてに )

- 1 市政だよりや市のホームページ
- 2 市民館等が発行する広報紙や事業のチラシ
- 3 新聞・地域のコミュニティ紙
- 4 町内会の掲示板
- 5 ふれあいネット「生涯学習情報」や「PLANET かながわ」などのホームページ
- 6 目にした事がない
- 7 その他(具体的に: )

問 30 よりよい地域づくりのためには、どのような内容の学習機会が必要だと思いますか。  
( は3つまで )

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| 1 平和、人権         | 6 福祉、ボランティア活動 |
| 2 国際理解、多文化共生    | 7 文化財、歴史      |
| 3 自然保護、環境問題     | 8 政治、経済       |
| 4 家庭教育、青少年の健全育成 | 9 その他(具体的に: ) |
| 5 地域防災、防犯       |               |

問31 川崎市では、概ね50歳以上のシニア世代を対象に、経験・知識・能力を地域社会の中で発揮し、活躍していただく場を作ることに取り組んでいます。市民館等では「シニアの社会参加支援事業」を開催していますが、シニア世代が地域で活躍するためにはどのようなことが必要だと思いますか。(は3つまで)

- 1 生涯学習や地域活動について相談する機会
- 2 生涯学習や地域活動に関する情報を得る機会
- 3 ボランティア養成講座などボランティア活動を始めるための機会
- 4 市民館等の講座や学校教育の中で、講師として活躍する機会
- 5 地域に仲間や知り合いをつくる機会
- 6 講座や講演会などで居住する地域のことを考える機会
- 7 地域における人間関係や家族との関係を学ぶ機会
- 8 年金制度のことや財産の運用方法など生活設計を学ぶ機会
- 9 その他(具体的に: )

問32 地域の中で、シニア世代に期待することはどのようなことですか。(は3つまで)

- 1 健康づくり、スポーツなどの振興
- 2 公園や花壇の管理・清掃など環境活動
- 3 子育て支援・青少年の育成
- 4 国際理解、多文化共生のための活動
- 5 防犯パトロールや消防団など地域の安全にかかわる活動
- 6 伝統文化保存のための活動
- 7 空き店舗の活用など地域活性化にかかわる活動
- 8 知識や技術の継承
- 9 その他(具体的に: )

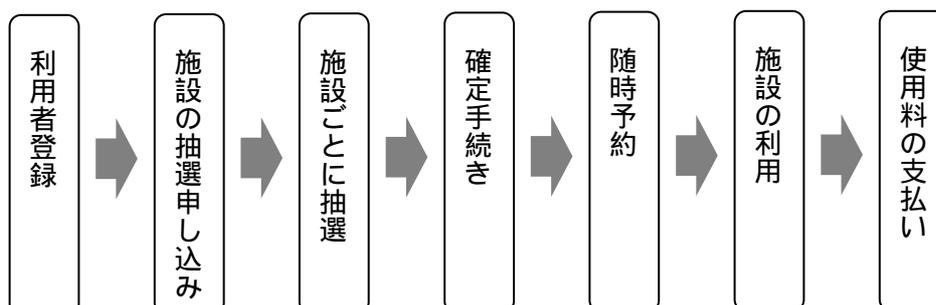
## 川崎市公共施設利用予約システム「ふれあいネット」について

川崎市では公共施設利用予約システム「ふれあいネット」を通じて、利用者登録をいただいた方々が電話やインターネットで、あるいは身近な区役所などの端末機で、会議室やスポーツ施設などの利用申し込みができるようになっていきます。(年齢や市内在住、在勤、在学などの条件によって施設、場所の利用に条件があります。)

については、今後の「ふれあいネット」の運営の参考とするため、以下の問にお答えください。

参考 ふれあいネットの利用方法

個人でも団体でも、一度利用者登録をすると公共施設の抽選申し込み・利用予約が電話、インターネット(パソコン、携帯電話)、施設に設置してある利用者端末で簡単にできます。



問 33 川崎市公共施設利用予約システム「ふれあいネット」を利用されたことがありますか。利用された方は、「ふれあいネット」に対するご意見、ご要望について下記からお答えください。  
(は3つまで)

- 1 領収書を発行してほしい
- 2 支払い済の予約や取消の履歴を残してほしい
- 3 前日まで利用者自身で予約、変更、取消ができるようにしてほしい
- 4 抽選や予約申込みをする時の画面表示がわかりにくい
- 5 画面の切り替えが遅い
- 6 ふれあいネット運用センターへの電話がつながりにくい
- 7 希望する施設の予約が取りにくい
- 8 利用したことがない
- 9 その他(具体的に: \_\_\_\_\_)

**問 33 で「8 利用したことがない」と答えた方にうかがいます。**

問 34 今後、「ふれあいネット」を利用する予定がありますか。(は1つだけ)

- 1 現在利用していないが、今後利用する予定がある
- 2 利用する予定はない
- 3 その他(具体的に: \_\_\_\_\_)

**すべての方にうかがいます。**

問 35 「ふれあいネット」に関して、どのようなイメージがありますか。(は3つまで)

- 1 申し込み方法がわかりにくい
- 2 利用したい施設がない(または少ない)
- 3 市内在住の利用者と市外在住の利用者で登録要件を変えたほうがよい
- 4 利用者端末の設置場所を増やしたほうがよい
- 5 日本語以外の外国語の利用手引きを用意したほうがよい
- 6 利用予定はないので、特にイメージはない
- 7 その他(具体的に: \_\_\_\_\_)

## あなたご自身について

F 1 性別 ( は1つだけ )

1 男性

2 女性

F 2 年齢 ( は1つだけ )

1 20～24歳

5 40～44歳

9 60～64歳

2 25～29歳

6 45～49歳

10 65～69歳

3 30～34歳

7 50～54歳

11 70～74歳

4 35～39歳

8 55～59歳

12 75歳以上

F 3 あなたのお仕事は、この中のどれですか。( は1つだけ )

1 自営業主

5 内職

2 家族従業(家業手伝い)

6 主婦・主夫(家事専業)

3 勤め(全日)

7 学生

4 勤め(パートタイム)

8 無職(年金生活者を含む)

9 その他(具体的に： )

F 3で「1 自営業主」「2 家族従業(家業手伝い)」「3 勤め(全日)」「4 勤め(パートタイム)」と答えた方にうかがいます。

F 3 - ( 1 ) お仕事の内容を具体的にお聞かせください。( は1つだけ )

自営業主・家族従業の方 ( 1～3の中からお選びください。 )	勤め(全日・パートタイム)の方 ( 4～8の中からお選びください。 )
1 農林漁業	4 経営・管理職
2 商工サービス業	5 専門・技術職
3 自由業	6 事務職
	7 技能・労務職
	8 販売・サービス職

F 4 お勤め先あるいは通学先はどちらですか。( は1つだけ )

1 川崎市内(お住まいと同じ区)

5 東京都(23区内)

2 川崎市内(お住まいと別の区)

6 東京都(23区以外)

3 横浜市

7 その他(具体的に： )

4 神奈川県内(川崎市・横浜市以外)

8 通勤・通学していない

F 5 ふだん最寄り駅までどのような交通手段をご利用になりますか。( は1つだけ )

1 徒歩

3 バイク(原付含む)

5 自動車(送迎含む)

2 自転車

4 バス

F 6 あなたの現在のお住まいは、この中のどれにあたりますか。( は1つだけ)

1 持ち家(一戸建)	5 借家(民間アパート・間借・下宿)
2 持ち家(マンション・集合住宅等)	6 社宅・寮・公務員住宅
3 借家(一戸建)	7 その他(具体的に: )
4 借家(マンション・集合住宅等・公営住宅)	

F 7 現在、同居しているご家族は、あなたを含めて何人いらっしゃいますか。( は1つだけ)

1 1人	3 3人	5 5人	7 7人以上
2 2人	4 4人	6 6人	

F 8 ご家族に中学生以下のお子さんはいらっしゃいますか。( は1つだけ)

1 いる	2 いない
------	-------

F 9 65歳以上の方は同居していらっしゃいますか。( は1つだけ)  
(ご自分が65歳以上の方は1に をつけてください。)

1 いる	2 いない
------	-------

F 10 あなたが現在お住まいの区はどちらですか。( は1つだけ)

1 川崎区	3 中原区	5 宮前区	7 麻生区
2 幸区	4 高津区	6 多摩区	

F 11 あなたのお住まいの地域の様子は、次のどれにあたりますか。( は1つだけ)

1 オフィスビル、商業ビル、商店などがある地域
2 古からの住宅が中心となっている地域
3 新しく開発された住宅地域
4 住宅と工場が混在している地域
5 まわりに田畑や山林などの緑が残されている地域
6 その他(具体的に: )

F 12 町内会に加入していますか。( は1つだけ)

1 いる	2 いない
------	-------

最後に、川崎市の市政について、ご意見やご要望等がございましたら、どんなことでもご自由に記入してください。

以上でアンケートは終了です。  
ご協力大変ありがとうございました。

## 定住状況について

問1～問11の「定住状況」、「生活環境の評価」、「関心ごとと行動範囲」、「市政に対する評価と要望」は、昭和50年度から継続的に調査し、市政運営や政策立案などの参考にしています。

問1 今のところにお住まいになって、何年になりますか。(○は1つだけ)

- |                  |            |
|------------------|------------|
| 1 生まれてからずっと住んでいる | 5 5～10年未満  |
| 2 1年未満           | 6 10～20年未満 |
| 3 1～3年未満         | 7 20年以上    |
| 4 3～5年未満         |            |

問2 これからも今のところにお住まいになりたいですか。(○は1つだけ)

- |                   |
|-------------------|
| 1 これからも住んでいたい     |
| 2 できれば市内の他の区へ移りたい |
| 3 できれば市外へ移りたい     |
| 4 わからない           |

→《問2で「2 できれば市内の他の区へ移りたい」「3 できれば市外へ移りたい」と答えた方にうかがいます。》

問3 今のところから移りたい、または移る理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- |                                 |               |
|---------------------------------|---------------|
| 1 通勤・通学が不便だから                   | 5 医療環境がよくないから |
| 2 買い物が不便だから                     | 6 保育環境がよくないから |
| 3 住宅事情がよくないから<br>(家賃が高い、家が狭いなど) | 7 介護環境がよくないから |
| 4 住環境がよくないから<br>(日照、騒音、治安など)    | 8 子供の教育のため    |
|                                 | 9 その他(具体的に: ) |

→《問2で「2 できれば市内の他の区へ移りたい」「3 できれば市外へ移りたい」と答えた方にうかがいます。》

問4 どこに住みたいと思いますか。(○は1つだけ)

- |       |                    |              |
|-------|--------------------|--------------|
| 1 川崎区 | 6 多摩区              | 11 23区以外の東京都 |
| 2 幸区  | 7 麻生区              | 12 その他の道府県   |
| 3 中原区 | 8 横浜市              |              |
| 4 高津区 | 9 神奈川県(川崎市・横浜市を除く) |              |
| 5 宮前区 | 10 東京23区           |              |

## 生活環境の評価について

問5 お住まいの周りの生活環境についてうかがいます。

次にあげる項目についてどの程度満足していますか。(○はそれぞれ1つずつ)

	満足している	まあ満足している	少し不満である	不満である	わからない
1 地震・火災・風水害などの災害に対する安心感	1	2	3	4	5
2 風紀上・防犯上の安心感	1	2	3	4	5
3 交通事故・危険物からの安心感	1	2	3	4	5
4 空気や川、海のきれいさ	1	2	3	4	5
5 家の周りの静けさ	1	2	3	4	5
6 公園や緑の豊かさ	1	2	3	4	5
7 通勤・通学の便利さ	1	2	3	4	5
8 買い物の便利さ	1	2	3	4	5
9 病院や医院までの距離	1	2	3	4	5
10 休日、夜間などの救急医療体制の充実度	1	2	3	4	5
11 市民館、図書館、スポーツ施設などへの距離	1	2	3	4	5
12 市や区の窓口サービス	1	2	3	4	5

問6 地域の生活環境を総合的に見た場合、今住んでいる地域に、どの程度満足していますか。

(○は1つだけ)

1 満足している	3 少し不満である	5 わからない
2 まあ満足している	4 不満である	

## 関心ごとと行動範囲について

問7 現在特に関心をお持ちのことは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1 子ども	9 趣味・娯楽
2 家族	10 スポーツ・レジャー
3 友人・知人	11 信仰・宗教
4 住宅・土地	12 政治
5 お金・財産	13 ボランティア活動
6 健康	14 地域活動(町会・自治会、子ども会等)
7 仕事(家事や勉強も含む)	15 その他
8 老後の生活	16 特にない

問8 行楽や文化施設の利用・ショッピングなどをされる場合、主にどこに行かれますか。  
(○はそれぞれ1つずつ)

	川崎市 市内	横浜市 市内	神奈川県 川崎市・横浜市以外の	東京 23区	その他の地域	そういうことはしない のでわからない
1 自然に親しむための近距離の行楽	1	2	3	4	5	6
2 遊園地や動物園等のレジャーでの 行楽	1	2	3	4	5	6
3 観劇や映画鑑賞	1	2	3	4	5	6
4 音楽会や美術展	1	2	3	4	5	6
5 趣味を生かす講習や練習 (音楽・演劇・美術等)	1	2	3	4	5	6
6 図書館の利用	1	2	3	4	5	6
7 美術館・博物館の利用	1	2	3	4	5	6
8 レストランなどでの飲食	1	2	3	4	5	6
9 洒落たものや高価なものを買うための ショッピング	1	2	3	4	5	6
10 スポーツをする(観る)	1	2	3	4	5	6

## 市政に対する評価と要望について

問9 市政について総合的にうかがいます。次にあげる仕事の中で、よくやっていると思われるものは、どれですか。(あてはまるものすべてに○)

問10 また、今後特に力を入れてほしいとお考えのものは、どれですか。(あてはまるものすべてに○)

	問9	問10
	思てよ ういく もるや のとお	もて力今 のほを後 し入特 いれに
1 海外姉妹都市との国際交流事業	1	1
2 行財政改革	2	2
3 市や区の仕事などについての情報提供	3	3
4 市政への市民参加の促進のための施策	4	4
5 地域の問題が解決できるような区役所機能の強化	5	5
6 防犯対策	6	6
7 交通安全対策	7	7
8 美術館、各種ホールなど文化施設の整備	8	8
9 映画祭、国際会議など文化的な催しや活動	9	9
10 女性の地位向上のための施策	10	10
11 中小企業などで働く人々の生活と権利を守る施策	11	11
12 観光推進、シティーセールス（都市イメージの向上）	12	12
13 道路、公園、広場の美化・清掃	13	13
14 公園の整備や維持管理	14	14
15 自然や緑の保全	15	15
16 大気汚染や騒音・振動などの公害防止対策	16	16
17 日常のごみ収集やリサイクル	17	17
18 子どものための施策	18	18
19 高齢者のための施策	19	19
20 障害者のための施策	20	20
21 病院、診療所の整備や救急医療体制の整備	21	21
22 健康診断、がん検診、健康相談など、健康づくりのための施策	22	22
23 市営住宅の建設・整備	23	23
24 主要な駅周辺の再開発	24	24
25 河川の整備	25	25
26 下水道の整備	26	26
27 道路・歩道の整備	27	27
28 放置自転車、駐輪場の整備などの自転車対策	28	28
29 市民が親しむことのできる港湾の整備	29	29
30 水道水の安定供給	30	30
31 バスなどの交通網の整備	31	31
32 消防力の強化や防災体制の整備	32	32
33 市民が学習する機会や施設の整備	33	33
34 スポーツ・レクリエーションの施設整備	34	34
35 小・中・高校の施設整備や教育内容の充実のための施策	35	35
36 わからない	36	36
37 特にない	37	37

問11 川崎市が進めている施策や事業を総合的に見た場合、どの程度満足していますか。  
(○は1つだけ)

- |            |           |         |
|------------|-----------|---------|
| 1 満足している   | 3 少し不満である | 5 わからない |
| 2 まあ満足している | 4 不満である   |         |

## 川崎市自治基本条例について

地方分権が進み、それぞれの自治体が、自分たちの地域のことを自分たちで決定し、自律した自治運営を行うことが求められている中で、川崎市がどのようにまちづくりを進めていくか、その自治運営に関する基本を示したのが「川崎市自治基本条例」(平成17年4月1日に施行)です。

この条例は、公募市民30人と学識者からなる検討委員会において議論を重ね、タウンミーティングなどで多くの市民の方から意見をいただきながら作成しました。

この条例に基づき、区民会議、パブリックコメント手続、住民投票制度などの市民自治を推進するための制度を創設しました。

問12 『川崎市自治基本条例』を知っていますか。(○は1つだけ)

- |                      |   |         |
|----------------------|---|---------|
| 1 内容までよく知っている        | → | 問13、14へ |
| 2 どのようなものか、ある程度知っている |   |         |
| 3 名称は知っている           | → | 問15へ    |
| 4 知らない               |   |         |

▶◀問12で「1 内容まで知っている」または「2 どのようなものか、ある程度知っている」「3 名称は知っている」と答えた方にうかがいます。▶

問13 『川崎市自治基本条例』をどのように知りましたか。(あてはまるものすべてに○)

- |            |               |
|------------|---------------|
| 1 市政だより    | 4 イベント等       |
| 2 市のホームページ | 5 知人から聞いた     |
| 3 パンフレット   | 6 その他(具体的に: ) |

▶◀問12で「1 内容まで知っている」「2 どのようなものか、ある程度知っている」「3 名称は知っている」と答えた方にうかがいます。▶

問14 『川崎市自治基本条例』が施行されたことで、本市の自治運営にどのような影響があると思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

- |                           |
|---------------------------|
| 1 市政への市民参加制度が確立される        |
| 2 市民と行政との間で情報共有が図られる      |
| 3 行政の役割と責任が明確になる          |
| 4 市民の役割と責任が明確になる          |
| 5 市民と市の協働によるまちづくりが推進される   |
| 6 市民の自治意識や地域のコミュニティ意識が高まる |
| 7 その他(具体的に: )             |

〈〈すべての方にうかがいます。〉〉

問 15 自治基本条例には、自治運営の基本原則として、次の3つの原則が規定されていますが、どのように感じますか。(○はそれぞれ1つずつ)

	よく進められている	ある程度進められている	あまり進められていない	まったく進められていない	よくわからない
<b>1 「情報共有の原則」とは</b> 市政に関する情報を共有すること。	1	2	3	4	5
<b>2 「参加の原則」とは</b> 市民の参加の下で市政が行われること。	1	2	3	4	5
<b>3 「協働の原則」とは</b> 市民と市がそれぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な関係に立って、協力し合っていくこと。	1	2	3	4	5

問 16 行政が作る計画などに対して、会議に出席したり、意見を提出したりするなどして市政に参加してみたいと思いますか。(○は1つだけ)

1 参加してみたい	→	問 17 へ
2 機会があれば参加してみたい		
3 できれば参加したくない	→	問 18 へ
4 参加したくない		

▶〈〈問 16 で「1 参加したい」「2 機会があれば参加したい」と答えた方にうかがいます。〉〉

問 17 どのような参加手法が有効と考えますか。(あてはまるものすべてに○)

1 行政が開催するタウンミーティング、説明会への参加
2 審議会、実行委員会等の委員としての参加
3 重要施策に対する意見提出(パブリックコメント手続)
4 市長への手紙やサンキューコールによる意見提出(電話、FAX、メール)
5 アンケート調査による参加
6 無作為抽出で選ばれた市民による話し合いへの参加
7 その他(具体的に: _____)

※パブリックコメント手続: 市民の生活にとって重要な政策等を定める際に、市民の意見を募り、提出された意見を十分考慮して政策等を定める制度



《問16で「3 できれば参加したくない」「4 参加したくない」と答えた方にうかがいます。》

問18 参加したくない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 関心はあるが時間がないから
- 2 行政のどのようなことに参加できるか仕組みがよくわからないから
- 3 役割や責任等をおしつけられそうでわずらわしいから
- 4 意見を言っても聞き入れてもらえないから
- 5 関心がないから
- 6 その他(具体的に: )

《すべての方にうかがいます。》

問19 川崎市における「自治」のあり方をどう考えますか。(○は1つだけ)

- 1 地域における課題は市民が解決する
- 2 市民でできることはまず市民が行い、できないところを行政が担う
- 3 地域でできること、行政がやるべきことを役割分担して協力して行う
- 4 地域の課題解決は、すべて行政が行う
- 5 その他(具体的に: )

問20 「自治」を進めるためには、市民としてどのようなことが大切だと思いますか。  
(あてはまるものすべてに○)

- 1 市民が市と協力して、まちづくりを進める
- 2 市民が主体的にまちづくりに取り組む
- 3 住民相互の連携・尊重に努めること
- 4 地域のコミュニティを育むこと
- 5 その他(具体的に: )

問21 「自治」を進めるためには、行政にどのような役割を期待しますか。  
(あてはまるものすべてに○)

- 1 町内会、自治会、市民活動団体などの活動を支援する
- 2 自治に関する講座などの開催による自治への参加のきっかけづくりや人材育成
- 3 市政に関する情報をわかりやすく提供する
- 4 市政に市民の意見を反映させるための機会を作る
- 5 地域の課題を解決するため市民と協力して事業を行う
- 6 地域の特性を生かしたまちづくりが行えるように地方分権を推進する
- 7 その他(具体的に: )

## ニヶ領用水竣工400年について

ニヶ領用水は、江戸時代初期に完成し、平成23年(2011)3月1日に400周年の節目を迎えます。最盛期には、現在の川崎市域を網の目のように流れ、2,000ヘクタールもの田畑を潤していた県内最古の人工用水です。市内の小学校では、毎年4年生がニヶ領用水の学習を行っており、市民ミュージアムには、ニヶ領用水に関する常設展示があります。

問22 あなたは、市内を流れるニヶ領用水を知っていますか。(〇は1つだけ)

- |              |   |       |
|--------------|---|-------|
| 1 行ったことがある   | → | 問23 へ |
| 2 名前だけは知っている | → |       |
| 3 知らない       | → | 問24 へ |

▶ <<問22で「1 行ったことがある」「2 名前だけは知っている」と答えた方にうかがいます。>>

問23 ニヶ領用水について、どのようなことを知っていますか。(あてはまるものすべてに〇)

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| 1 久地円筒分水   | 6 県内最古の人工用水であること       |
| 2 桜の名所     | 7 400年前に完成したこと         |
| 3 ニヶ領せせらぎ館 | 8 川崎市がニヶ領用水に沿って形成されたこと |
| 4 小泉次大夫    | 9 その他(具体的に: )          |
| 5 農業・工業用水  |                        |

<<すべての方にうかがいます。>>

問24 現在、ニヶ領用水竣工400年に向けて、さまざまなイベントが企画されていますが、ニヶ領用水にもっと親しむためには、どのようなイベントなどが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| 1 シンポジウムや講演会の開催 | 6 水に触れる体験学習   |
| 2 ウォークラリーの開催    | 7 自然観察会の実施    |
| 3 地域で実施する清掃活動   | 8 観光地としてのPR活動 |
| 4 写真展や写生大会      | 9 その他(具体的に: ) |
| 5 音楽会・コンサート     |               |

問25 あなたは、これからのニヶ領用水(もしくは、小さな川や水路)について、何が重要だと思いますか。(〇は3つまで)

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| 1 きれいな水にすること     | 6 通勤・通学路や散策路として整備すること |
| 2 自然豊かな川にすること    | 7 地域が一体となって川を保全すること   |
| 3 水に親しめるようにすること  | 8 歴史や文化を次世代へ伝えること     |
| 4 水辺を眺めやすくすること   | 9 現状のままでいい            |
| 5 水害のない安全な川にすること |                       |



## 「かわさき市民カード」について

区役所等で無料交付しているパスワードの登録された「かわさき市民カード」を使用して、市内21箇所に設置された「川崎市行政サービス端末」で、休日や夜間でも住民票の写しや印鑑登録証明書等の各種証明書の自動交付が受けられます。

《川崎市行政サービス端末》

「設置場所」 区役所、支所、出張所、行政サービスコーナー、連絡所

「利用時間」 原則として年末年始（12/29～1/3）を除き、年中無休 平日は8時30分～19時、土・日・祝は9時～19時。



＜川崎市行政サービス端末＞



＜かわさき市民カード＞

《すべての方にうかがいます。》

問26 『かわさき市民カード』を知っていますか。また、使用したことがありますか。（○は1つだけ）

1 知っている →

問27、28へ

2 かわさき市民カードを使用して行政サービス端末を利用したことがある →

問27～29へ

3 知らない → 問30へ

▶《問26で「1 知っている」「2 かわさき市民カードを使用して行政サービス端末を利用したことがある」と答えた方にうかがいます。》

問27 『かわさき市民カード』をどこで知りましたか。（あてはまるものすべてに○）

- 1 区役所及び行政サービスコーナー等の窓口での職員からの案内
- 2 区役所及び行政サービスコーナー等に設置されたポスター・チラシなど
- 3 市政だより
- 4 市バスの車内ポスター
- 5 市のホームページ
- 6 アゼリアビジョン（JR川崎駅改札口前の大型ビジョン）の広報ビデオ
- 7 広報掲示板
- 8 その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

《問26で「1 知っている」「2 かわさき市民カードを使用して行政サービス端末を利用したことがある」と答えた方にかがいます。》

問28 『かわさき市民カード』について、具体的にどのような機能について知っていますか。（あてはまるものすべてに○）

- 1 住民票の写し等の各種証明書の自動交付を受けられる機能  
（パスワードが登録されたカードに限る。）
- 2 印鑑登録証明書の交付を受ける際に窓口に提示する印鑑登録証としての機能
- 3 川崎市立図書館での、図書貸し出しカードとしての機能（図書館で所定の手続をしたものに限る）

＜＜問 26 で「2 かわさき市民カードを使用して行政サービス端末を利用したことがある」と答えた方に  
うかがいます。＞＞

問 29 『川崎市行政サービス端末』を利用された曜日及び時間帯はいつですか。  
(あてはまるものすべてに○)

- 1 平日(月曜～金曜)の8:30～17:00
- 2 平日(月曜～金曜)の17:00～19:00
- 3 土曜
- 4 日曜
- 5 祝日

＜＜すべての方にうかがいます。＞＞

問 30 『川崎市行政サービス端末』を知っていますか。また、どこで知りましたか。  
(あてはまるものすべてに○)

- 1 区役所及び行政サービスコーナー等の窓口での職員からの案内
- 2 区役所及び行政サービスコーナー等に設置されたポスター・チラシなど
- 3 市政だより
- 4 市バスの車内ポスター
- 5 市のホームページ
- 6 アゼリアビジョン(JR川崎駅改札口前の大型ビジョン)の広報ビデオ
- 7 広報掲示板
- 8 その他(具体的に: )
- 9 知らなかった

問 31 『かわさき市民カード』は、川崎市行政サービス端末を利用して休日などでも住民票の写し、  
印鑑登録証明書等の各種証明書が取得できます。今後、『かわさき市民カード』を作りたいと思  
いますか。(○は1つだけ)

- 1 作りたいと思う
- 2 作りたいと思わない
- 3 既に持っている

問 32 へ

▶＜＜問 31 で「2 作りたいと思わない」と答えた方にうかがいます。＞＞

問 32 『かわさき市民カード』を作りたいと思わない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- 1 かわさき市民カードの交付のための手続を行う時間がない
- 2 かわさき市民カードの交付のための手続に手間が掛かりそうだと思う
- 3 住民票の写し等の各種証明書が必要な際は、都合をつけて区役所等窓口に行くので必要ない
- 4 住民票の写しや印鑑登録証明書を取得する機会があまりない
- 5 主要駅にある各行政サービスコーナーで用件が済むから
- 6 端末などの機械の操作が苦手・不安だから
- 7 その他(具体的に: )

## 市民が取り組む緑地保全活動について

川崎市では、市域に残された緑地の保全に努めています。

緑の保全にあたっては、行政の主導により取組みを進めることも大切ですが、市民が参画する緑地の保全も大切な取組みの一つと考えています。他都市では、市民活動により募金等を行うなどして、行政が支援し、緑地の保全を行っている事例も見られます。そうした市民活動について、皆様の意識を把握し、今後の施策展開に役立てたいと考えています。

問 33 川崎市にある緑地（森や林）についてどのように考えますか。（○は1つだけ）

- 1 現状を維持して欲しい
- 2 開発はやむを得ないが、開発用地内の一部を緑地として残して欲しい
- 3 減少してもいい
- 4 緑に興味がない

問 34 川崎市の緑地の多くは企業や個人が所有している土地であり、所有者が緑地以外の形態にいつ変更するかわからない状況です。また、相続・管理面で土地所有者の負担が大きいことについて知っていますか。（○は1つだけ）

- 1 知っている
- 2 知らない

問 35 現在、川崎市では法令などにより、緑地保全施策を主に 3000 m<sup>2</sup>以上の緑地について緑地保全施策を講じています。今後、より身近な緑地の保全が可能となるよう、あなたのご自宅の近くなどにある小規模な緑についての保全も望みますか。（○は1つだけ）

- 1 望む
- 2 望まない
- 3 わからない

問 36 身近な緑地の保全について、市民活動により募金等を行い、それを資金の一部として保全していく活動（トラスト運動<sup>※</sup>）への参加についてどのように考えますか。（○は1つだけ）

※トラスト運動：トラスト運動は、開発や都市化の波、相続税対策による見切り売りなどから、貴重な自然環境などが破壊させるのを防ぐため、市民から寄付金を募って、その土地などを買取ったり、寄贈を受けたり、保存契約を結び、保存、管理、公開して、後世に残していこうという市民活動です。

- 1 緑地保全活動に参加し、募金にも参加したい
- 2 活動はできないが、募金をして緑地を保全したい
- 3 募金できないが、活動をして緑地を保全したい
- 4 緑地の保全について関心はない
- 5 わからない
- 6 川崎市には市民が募金を行って保全するほどの自然環境はない

問 37 へ



＜＜問36で「1 緑地保全活動に参加し、募金にも参加したい」「2 活動はできないが、募金をして緑地を保全したい」「3 募金はできないが、活動をして緑地を保全したい」と答えた方にうかがいます。＞＞

問37 身近な緑地を保全する上で、市民活動で取組みが可能だと思うものはどれですか。  
(あてはまるものすべてに○)

- 1 緑地の買い上げによる保全
- 2 緑地の借り上げ等による保全
- 3 所有者から合意を得た緑地での下草刈り等のボランティア活動
- 4 公有化された緑地での保全管理を行うボランティア活動
- 5 その他(具体的に: )

＜＜すべての方にうかがいます。＞＞

問38 市民が身近な緑地を保全するトラスト活動と行政との関係について、どう思いますか。  
(○は2つまで)

- 1 行政は、市民の緑地保全活動について支援制度を検討すべき
- 2 市民が主体なので、行政は支援策を検討する必要はない
- 3 行政は活動を展開する市民団体と、情報の共有化を図る
- 4 行政は活動を展開する市民団体と、協調関係を保持していればよい
- 5 特に関心がない
- 6 その他(具体的に: )

## 区役所窓口の第2・第4土曜日開設について

川崎市の区役所では、平成19年10月から、毎月第2・第4土曜日に区民課と保険年金課の一部の窓口を8:30から12:30まで開設し、転出入の届出時の受付を行っています。

今後の区役所窓口開設の参考とするため、以下の問にお答えください。

### ◆参考 第2・第4土曜日に区役所をご利用いただける業務

#### ■区民課

転入・転出の届出、戸籍の届出、印鑑登録、各種証明書の発行、市民カードの作成、児童手当の申請、入学・転校手続 など

#### ■保険年金課

高齢受給者証・小児医療証の交付、保険料納付の手続 など



問39 あなたは、川崎市の区役所が特定の土曜日に、窓口開設を行っていることについて、知っていますか。

(○は1つだけ)

- 1 知っている
- 2 知らない

<<問39で「1 知っている」と答えた方にうかがいます。>>

問40 区役所の土曜日窓口開設について、何で知りましたか。(あてはまるものすべてに○)

- |                    |                       |
|--------------------|-----------------------|
| 1 市政だより            | 7 サンキューコールかわさきに問い合わせた |
| 2 市のホームページ         | 8 不動産業者に聞いた           |
| 3 チラシ・ポスター         | 9 市の職員に聞いた            |
| 4 新聞・タウン紙          | 10 知人・家族に聞いた          |
| 5 市バス車内アナウンス広告     | 11 その他(具体的に: )        |
| 6 市民便利帳(かわさき生活ガイド) |                       |

問41 あなたが届出手続を行うために区役所へ行く場合、平日と土曜日のどちらの方を利用しますか。(○は1つだけ)

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 1 土曜日を利用する         | 4 どちらかといえば平日を利用する |
| 2 どちらかといえば土曜日を利用する | 5 その他(具体的に: )     |
| 3 平日を利用する          |                   |

問42 区民課・保険年金課の一部の業務以外に、今後、土曜日に扱ってほしい区役所の業務はありますか。(あてはまるものすべてに○)

- |                                 |
|---------------------------------|
| 1 市税関係の届出・手続及び証明発行等(市税部門)       |
| 2 医療、保健、福祉等に関する相談・手続等(保健福祉センター) |
| 3 地域振興、市民活動支援等に関する相談(地域振興課・企画課) |
| 4 こども支援に関する相談・手続等(こども支援室)       |
| 5 その他市民相談、税務相談等                 |
| 6 特にない                          |
| 7 その他(具体的に: )                   |

問43 川崎市が実施している区役所窓口の土曜日開設に要するコストは、年間の合計で約6千万円です。このことについてのあなたのご意見か考えに最も近いものを選んでください。(○は1つだけ)

- |                                                              |
|--------------------------------------------------------------|
| 1 コストをさらに増額しても、平日夜間や土曜日、日曜日の窓口開設日・時間を拡大(充実)したほうがよい           |
| 2 コストをさらに増額するなら、これ以上の窓口開設日・時間を拡大する必要はない                      |
| 3 コストは同額のまま、第2・第4土曜日の窓口開設日及び時間を縮小し、代わりに平日夜間や日曜日に窓口を開設したほうがよい |
| 4 コストを削減するために第2・第4土曜日の窓口開設日及び時間を縮小したほうがよい                    |
| 5 コスト削減のためなら、現在実施している第2・第4土曜窓口開設は実施しなくてよい                    |
| 6 その他(具体的に: )                                                |

## あなたご自身について

F 1 性別 (○は1つだけ)

1 男性

2 女性

F 2 年齢 (○は1つだけ)

1 20～24歳

5 40～44歳

9 60～64歳

2 25～29歳

6 45～49歳

10 65～69歳

3 30～34歳

7 50～54歳

11 70～74歳

4 35～39歳

8 55～59歳

12 75歳以上

F 3 あなたのお仕事は、この中のどれですか。(○は1つだけ)

1 自営業主

5 内職

2 家族従業(家業手伝い)

6 主婦・主夫(家事専業)

3 勤め(全日)

7 学生

4 勤め(パートタイム)

8 無職(年金生活者を含む)

9 その他(具体的に： )

↓  
 ≪ F 3で「1 自営業主」「2 家族従業(家業手伝い)」「3 勤め(全日)」「4 勤め(パートタイム)」と答えた方にかがいます。≫

F 3- (1) お仕事の内容を具体的にお聞かせください。(○は1つだけ)

自営業主・家族従業の方 (1～3の中からお選びください。)	勤め(全日・パートタイム)の方 (4～8の中からお選びください。)
1 農林漁業	4 経営・管理職
2 商工サービス業	5 専門・技術職
3 自由業	6 事務職
	7 技能・労務職
	8 販売・サービス職

F 4 お勤め先あるいは通学先はどちらですか。(○は1つだけ)

1 川崎市内(お住まいと同じ区)

5 東京都(23区内)

2 川崎市内(お住まいと別の区)

6 東京都(23区以外)

3 横浜市

7 その他(具体的に： )

4 神奈川県内(川崎市・横浜市以外)

8 通勤・通学していない

F 5 ふだん最寄り駅までどのような交通手段をご利用になりますか。(○は1つだけ)

1 徒歩

3 バイク(原付含む)

5 自動車(送迎含む)

2 自転車

4 バス

F 6 あなたの現在のお住まいは、この中のどれにあたりますか。(○は1つだけ)

1 持ち家(一戸建)	5 借家(民間アパート・間借・下宿)
2 持ち家(マンション・集合住宅等)	6 社宅・寮・公務員住宅
3 借家(一戸建)	7 その他(具体的に: )
4 借家(マンション・集合住宅等・公営住宅)	

F 7 現在、同居しているご家族は、あなたを含めて何人いらっしゃいますか。(○は1つだけ)

1 1人	3 3人	5 5人	7 7人以上
2 2人	4 4人	6 6人	

F 8 ご家族に中学生以下のお子さんはいらっしゃいますか。(○は1つだけ)

1 いる	2 いない
------	-------

F 9 65歳以上の方は同居していらっしゃいますか。(○は1つだけ)  
(ご自分が65歳以上の方は1に○をつけてください。)

1 いる	2 いない
------	-------

F 10 あなたが現在お住まいの区はどちらですか。(○は1つだけ)

1 川崎区	3 中原区	5 宮前区	7 麻生区
2 幸区	4 高津区	6 多摩区	

F 11 あなたのお住まいの地域の様子は、次のどれにあたりますか。(○は1つだけ)

1 オフィスビル、商業ビル、商店などがある地域
2 古くからの住宅が中心となっている地域
3 新しく開発された住宅地域
4 住宅と工場が混在している地域
5 まわりに田畑や山林などの緑が残されている地域
6 その他(具体的に: )

F 12 町内会に加入していますか。(○は1つだけ)

1 いる	2 いない
------	-------

最後に、川崎市の市政について、ご意見やご要望等がございましたら、どんなことでもご自由に記入してください。

以上でアンケートは終了です。  
ご協力大変ありがとうございました。

平成 21 年度  
かわさき市民アンケート  
報告書

平成 22 年 3 月発行

調査主体 川崎市総務局市民情報室市民の声担当  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地  
電話 044-200-2148

調査実施 名豊コンサルタント株式会社  
〒210-8577 名古屋市中区松原二丁目 2 番 33 号  
電話 053-322-0071